

岐阜市包括外部監査報告書

平成13年度

岐阜市包括外部監査人

所 直 好

平成13年度包括外部監査の結果報告書

(外部監査対象)

岐阜市の下水道事業について

目 次

	頁
第1 外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件（テーマ）	1
（1）外部監査対象	1
（2）外部監査対象期間	1
3. 事件（テーマ）を選定した理由	1
4. 外部監査の方法	1
（1）監査の要点	1
（2）主な監査手続	1
5. 外部監査の実施期間	2
6. 外部監査補助者	2
第2 外部監査の結果	2
1. 岐阜市の下水道事業の概要	2
（1）沿革	2
（2）組織および職員数等	3
（3）普及状況および業務実績	4
（4）下水料金および料金改定の状況等	4
2. 決算の概要	6
（1）決算の推移	6
3. 経営指標の比較検討	13
（1）経営の効率性	13
（2）施設の効率性	14
4. 監査実施結果	14
（1）監査結果および意見の総括	14
（2）監査の要点別の監査結果および意見	15
第3 利害関係	21

（注）報告書に記載の表の合計は、端数処理の関係で一致しない場合があります。

包括外部監査の結果報告書

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（テーマ）

(1) 外部監査対象

岐阜市の下水道事業について

(2) 外部監査対象期間

平成12年度

3. 事件（テーマ）を選定した理由

採算ベースにのらない事業でも公共性が高いものは、住民にサービス提供を継続していく必要があり、また、下水道事業は下水道法により地方公共団体が事業を行うことと規定され、地域独占事業であるため、赤字に対しては値上げで対応が可能な価格競争のない事業であり、効率的な経営が行われているか調査する必要があると判断し、監査テーマとして選定しました。

4. 外部監査の方法

(1) 監査の要点

- ア. 岐阜市の下水道事業に対する財政援助の状況。
- イ. 下水料金の収納事務および債権管理は適切に実施されているか。
- ウ. 固定資産の取得および維持、管理は適切に実施されているか。
- エ. 決算書類は基準に従って適正に作成されているか。

(2) 主な監査手続

- ア. 主要計数の年度推移等の分析検討
- イ. 条例および規程の閲覧
- ウ. 会計帳簿と証拠書類の照合
- エ. 関係者への質問
- オ. 下水道施設の視察
- カ. 会議録の閲覧
- キ. 実査

5. 外部監査の実施期間

平成13年9月18日から平成14年1月30日まで

6. 外部監査補助者

所 洋士、米澤久二、高橋浩彦、川村一孝、道家秀幸、諏訪直樹、長尾聡十司、川嶋俊雄、武田勇蔵（いずれも公認会計士）

第2 外部監査の結果

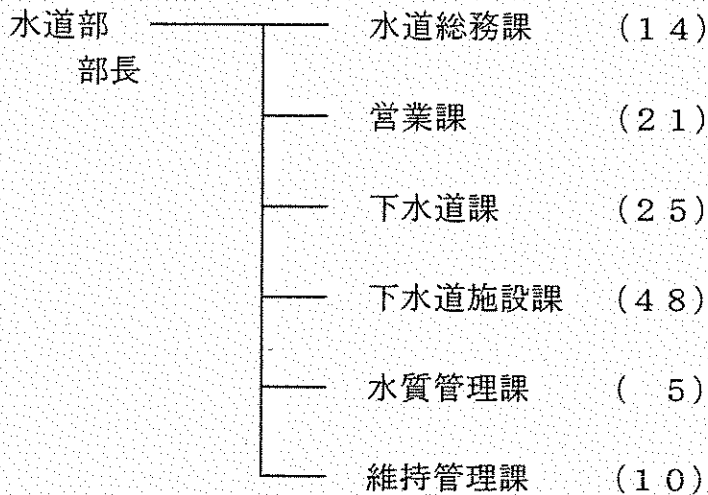
1. 岐阜市の下水道事業の概要

(1) 沿革

昭和	9年	7月	旧市街地490haを対象に分流式下水道として着工
	12年	7月	下水処理場（現中部プラント）が処理開始 当時の東京市、名古屋市、京都市、豊橋市に次いで5番目
	26年		戦災復興事業として復旧完了
	41年	7月	長良川以北の北部プラントが処理開始
	48年	6月	南部プラントが処理開始
	59年	3月	木曽川右岸流域下水道（流域下水道は岐阜県が事業主体）として東部地域で着工
平成	3年	4月	木曽川右岸流域下水道の東部第1、第2処理分区の処理開始
	4年	3月	〃 芥見処理分区の処理開始
	6年	5月	汚泥から発生する焼却灰の有効利用を図る施設として、焼成レンガ製造施設稼働
	9年	3月	木曽川右岸流域下水道の日置江処理分区の処理開始
	10年	8月	北西部処理区の下水道整備に着工 中部・北部・南部プラントで処理水のリンとBODを減少させる嫌気好気法を採用し高度処理を開始

(2) 組織および職員数等

ア. 組織図 (平成12年4月1日現在)



() 内は下水道職員数で合計123人、部長は水道事業および下水道事業を通じて1人。

イ. 職員数等の推移

区 分	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
職員数 (人)	138	133	131	129	123
平均年齢 (歳)	43.1	43.7	44.6	45.3	45.0
平均勤続年数 (年)	21.6	22.1	22.9	23.7	23.2
平均給料 (円)	369,062	377,300	393,358	395,260	387,935

(岐阜市水道部「岐阜市水道・下水道統計」より、4月1日現在)

ウ. 職員数の課別推移

(単位;人)

課 別	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
水道総務課	11	15	15	14	14
営業課	-	23	23	22	21
料金課	13	-	-	-	-
設備課	12	-	-	-	-
下水道課	29	25	25	25	25
下水道施設課	51	50	50	50	48
水質管理課	5	5	5	5	5
維持管理課	17	15	13	13	10
計	138	133	131	129	123

(岐阜市水道部「岐阜市水道・下水道統計」より、4月1日現在)

(注) 平成9年4月に料金課と設備課を統合し、営業課を新設。

(3) 普及状況および業務実績

ア. 普及状況

(単位；人、%)

区 分	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
行政区域内人口 (A)	408,149	408,665	408,843	408,617	408,905
処理区域内人口 (B)	317,540	322,660	324,420	324,940	325,390
水洗化人口 (C)	290,350	293,950	298,560	300,380	299,640
普及率 (B/A)	77.8	79.0	79.4	79.5	79.6
水洗化率 (C/B)	91.4	91.1	92.0	92.4	92.1

イ. 業務実績

(単位；千m³、%)

区 分	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
年間汚水処理水量 (A)	58,130	60,723	59,683	61,375	60,541
年間有収水量 (B)	47,382	48,406	46,625	46,347	46,033
有収水量率 (B/A)	81.5	79.7	78.1	75.5	76.0

(岐阜市水道部「岐阜市水道・下水道統計」より)

(注) 有収水量とは、使用料徴収の対象となる汚水処理水量。

年間有収水量の減少傾向は、節水意識の浸透、節水型機器の普及等による家事用1戸あたり平均排水量の減少および景気低迷による企業の排水量の減少が影響していることによるものと思われます。

(4) 下水料金および料金改定の状況等

ア. 下水料金表(1か月につき)からの抜粋

種 別	基本料金	超過料金
汚水料金	10m ³ まで 900円	11m ³ 以上50m ³ 以下 90円/m ³
第1種・家事用		51m ³ 以上 100円/m ³

(注) 下水料金は、隔月の定例日に規定する2か月分を基準に算定した額に100分の105を乗じた額。

※下水道へ放流される汚水量の認定(下水道条例第21条第2項抜粋)

使用者が放流する汚水の量の認定は、次の区分による。

- 1 水道水を使用した場合においては、水道水の使用水量をもってその放流量とみなす。
- 2 井戸水等を使用した場合においては、計測(管理者の認める計測器による計測)に基づく水量をもって放流量とみなす。
- 3 管理者が前各号によりがたいと認める場合は、管理者の認定による水量をもって放流量とみなす。

井戸水放流認定基準表（1か月につき）からの抜粋

種 別	基本水量		超過水量
第1種・家事用	1人	1 2m ³	1人増すごとに 7 m ³
	2人	2 2m ³	
	3人	2 7m ³	

イ. 料金の平均改定率の推移

(単位；%)

改定年月	元年3月	5年12月	9年3月	9年12月
平均改定率	3. 0	36. 6	1. 9	7. 4

(注) 元年3月は、消費税法施行に伴う改定、9年3月は、消費税法等の改正に伴う改定。
5年12月の大幅な改定は、消費税法施行を除き昭和57年4月以来、11年間改定が行われていなかったことにより、5年度予算において大幅な赤字決算が見込まれたことによる改定。

ウ. 他都市の料金の状況（政令指定都市を除く処理区域内人口30万人以上の都市の一般家庭用下水料金20m³/月）

下水料金	都市数	構成比率
800円以上1,000円未満	1	4.0
1,000円以上1,200円未満	2	8.0
1,200円以上1,400円未満	3	12.0
1,400円以上1,600円未満	5	20.0
1,600円以上1,800円未満	3	12.0
1,800円以上2,000円未満	6	24.0
2,000円以上2,200円未満	1	4.0
2,200円以上2,400円未満	1	4.0
2,400円以上2,600円未満	1	4.0
2,600円以上2,800円未満	1	4.0
2,800円以上3,000円未満	1	4.0
	25	100.0

(平成11年度地方公営企業年鑑より)

岐阜市の一般家庭用下水料金20m³/月は1,800円であり、上記の分布状況からすれば平均的か、平均より若干高い料金となっています。

エ. 料金収納方法

(単位；上段は調定件数、下段の括弧内は構成比率%)

年 度	組合納付	納付	口座振替	計
8 年度	11,920 (1.6)	119,878 (15.6)	635,402 (82.8)	767,200 (100.0)
9 年度	11,031 (1.4)	125,289 (16.0)	644,894 (82.6)	781,214 (100.0)
10年度	8,178 (1.0)	128,946 (16.3)	655,953 (82.7)	793,077 (100.0)
11年度	-	131,535 (16.4)	672,084 (83.6)	803,619 (100.0)
12年度	-	125,599 (15.4)	688,709 (84.6)	814,308 (100.0)

(岐阜市水道部まとめ)

(注) 調定件数は水道・下水道共通、組合納付制は10年度で廃止。

収納率の向上および料金収納コストの低減のため、口座振替の比率の向上に継続的に対処していく必要がありますが、現状の口座振替の比率については、岐阜市水道部の調査資料によれば、同規模他都市とほぼ同程度の水準となっています。

2. 決算の概要

(1) 決算の推移

貸借対照表

(単位；千円)

科 目	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
固定資産	73,302,605	77,708,114	82,526,666	89,112,805	96,045,734
有形固定資産	70,893,093	75,253,627	79,929,710	86,448,076	93,336,529
土地	3,890,293	3,890,293	3,938,639	4,748,464	5,677,344
建物	1,652,082	1,962,374	1,921,514	1,881,214	1,860,156
構築物	54,944,792	58,330,184	60,142,894	61,162,804	62,117,503
機械装置	9,849,412	10,663,250	11,686,208	11,985,827	11,869,758
車両運搬具	24,749	19,619	15,390	10,365	8,915
工具器具備品	45,363	48,464	44,830	55,142	52,142
建設仮勘定	486,400	339,440	2,180,232	6,604,257	11,750,707
無形固定資産	2,407,091	2,452,067	2,594,536	2,662,308	2,706,785
施設利用権	2,407,018	2,451,994	2,594,463	2,662,235	2,706,712
電話加入権	72	72	72	72	72
投資	2,420	2,420	2,420	2,420	2,420
出資金	2,420	2,420	2,420	2,420	2,420

科 目	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
流動資産	4,117,205	5,049,051	5,725,276	4,165,109	5,389,060
現金預金	2,481,172	3,374,892	3,717,189	2,195,952	3,169,447
未収金	1,626,344	1,664,926	2,001,917	1,960,199	2,205,083
貯蔵品	7,688	7,233	4,169	6,957	12,529
その他流動資産	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
資産合計	77,419,810	82,757,166	88,251,943	93,277,914	101,434,794

流動負債	3,273,020	3,956,291	4,610,226	3,034,714	4,012,193
未払金	3,206,183	3,901,168	4,571,394	3,022,252	3,998,945
前受金	32,194	41,020	21,682	269	269
預り金	32,643	12,102	15,148	10,191	10,978
その他流動負債	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
負債合計	3,273,020	3,956,291	4,610,226	3,034,714	4,012,193

自己資本金	7,077,729	7,277,729	7,477,729	7,677,729	7,827,729
借入資本金	40,980,011	44,207,231	47,309,563	51,212,558	55,663,769
企業債	40,980,011	44,207,231	47,309,563	51,212,558	55,663,769
資本金合計	48,057,741	51,484,960	54,787,292	58,890,288	63,491,498
資本剰余金	25,532,201	26,849,972	28,476,883	30,946,211	33,528,606
国庫補助金	19,316,479	20,200,022	21,277,796	23,296,164	25,414,270
県補助金	797,813	829,791	868,273	937,392	959,612
一般会計補助金	2,492,881	2,642,115	2,861,327	3,042,772	3,339,659
工事負担金	2,743,841	2,995,313	3,269,034	3,426,454	3,558,372
受贈財産評価額	181,186	182,728	200,452	243,426	256,690
利益剰余金	556,846	465,941	377,540	406,700	402,496
減債積立金	100,000	100,000	100,000	50,000	100,000
建設改良積立金	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
当年度未処分利益剰余金	356,846	265,941	177,540	256,700	202,496
剰余金合計	26,089,048	27,315,913	28,854,423	31,352,911	33,931,102
資本合計	74,146,789	78,800,874	83,641,716	90,243,200	97,422,601
負債資本合計	77,419,810	82,757,166	88,251,943	93,277,914	101,434,794

貸借対照表の各勘定科目の金額変動の主な理由。

ア. 土地

11年度および12年度の増加額は、北西部処理場用地取得および雄総排水ポンプ場に係る用地取得によるものです。

	(増加額)	北西部処理 場用地	雄総排水ポ ンプ場用地	(単位；百万円) 板屋川工区 用地
(11年度)	809	568	241	-
(12年度)	928	864	51	13

イ. 構築物

各年度の増加額は、主に下水管布設工事および下水管布設替工事に係る金額から減価償却費の金額を控除したものです。

	(増加額)	下水管布設 工事	下水管布設 替工事	(単位；百万円) 減価償却費
(9年度)	3,385	3,813	327	△805
(10年度)	1,812	2,190	264	△867
(11年度)	1,019	1,633	203	△903
(12年度)	954	1,420	-	△932

ウ. 建設仮勘定

10年度から12年度までの増加額は、主に北西部処理区下水管布設工事および同区施設建設工事によるものです。

	(増加額)	北西部処理区 下水管布設	同区施設建設	(単位；百万円)
(10年度)	1,840	1,826	-	
(11年度)	4,424	3,673	424	
(12年度)	5,146	3,758	1,662	

エ. 現金預金

11年度の減少額1,521百万円は、年度末における未払金が減少したことによるものです。

12年度の増加額973百万円は、年度末の未払金の増加によるものです。

オ. 未収金

10年度および12年度の増加額は、主に国庫補助金および下水料金の未収分の増加によるものです。

(単位；百万円)

	(増加額)	国庫補助金	下水料金
(10年度)	336	283	103
(12年度)	244	190	50

カ. 未払金

10年度の増加額670百万円は、年度末に完成し、支払が翌年度4月以降となった工事等が増えたことによるものです。

11年度の減少額1,549百万円は、支払が翌年度となった工事が減ったことおよび退職手当支給者が減ったことによるものです。

12年度の増加額976百万円は、年度末に出来高検査が行われた工事が増えたこと、退職手当支給者が増加したことおよび企業債償還が翌年度4月であったことによるものです。

キ. 前受金

10年度および11年度の減少額は、10年度に検査料制度を廃止したことに伴い、従来、検査手数料および路面復旧費として前受していたものを、10年度および11年度に精算したことによるものです。

ク. 企業債

各年度の増加額は、企業債借入金から企業債償還金を控除したものです。

(単位；百万円)

	(増加額)	企業債借入金	企業債償還金
(9年度)	3,227	4,215	988
(10年度)	3,102	4,255	1,153
(11年度)	3,902	5,220	1,318
(12年度)	4,451	5,923	1,472

損益計算書

(単位；千円)

科 目	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
営業収益	4,361,653	4,523,869	4,789,028	4,713,151	4,671,402
下水料金	4,181,525	4,284,110	4,589,344	4,550,037	4,515,075
受託工事収益	102,764	162,541	145,292	109,806	118,630
その他営業収益	33,188	31,846	28,218	22,307	14,393
他会計負担金	44,175	45,370	26,172	30,999	23,302
営業費用	3,973,034	4,243,931	4,513,395	4,327,946	4,364,884
管渠維持費	334,870	336,358	323,077	299,331	248,925
ポンプ場費	12,042	15,382	12,228	12,287	16,567
処理場費	1,403,045	1,419,758	1,405,488	1,315,350	1,297,588
水質管理費	60,796	60,581	62,040	60,176	57,315
受託工事費	78,845	154,031	139,289	105,235	110,357
業務費	265,465	257,623	254,018	235,775	226,098
総係費	215,041	175,119	265,904	216,270	257,600
普及促進費	40,287	39,243	43,095	39,711	37,561
負担金事務費	42,501	44,712	51,452	29,948	31,419
流域下水道維持管理負担金	359,131	459,285	545,394	578,037	599,508
減価償却費	1,139,617	1,250,822	1,352,899	1,421,461	1,469,517
資産減耗費	21,387	31,006	58,501	14,361	12,424
その他営業費用	-	5	3	-	-
営業利益	388,619	279,937	275,633	385,204	306,518

営業外収益	1,885,408	1,938,533	1,966,064	2,007,543	2,016,032
受取利息及び配当金	4,120	3,785	6,562	2,349	2,375
一般会計補助金	1,859,088	1,916,693	1,943,479	1,984,082	2,000,363
国庫補助金	19,869	14,577	10,964	8,058	6,550
雑収益	2,330	3,477	5,058	13,052	6,742
営業外費用	2,050,824	2,109,376	2,130,098	2,168,191	2,176,755
支払利息・企業債取扱諸費	2,040,070	2,094,479	2,114,639	2,142,126	2,156,306
雑支出	10,753	14,897	15,459	26,065	20,448
経常利益	223,203	109,095	111,598	224,556	145,795
特別利益	3,202	-	-	4,603	-
固定資産売却益	3,202	-	-	4,603	-
当年度純利益	226,406	109,095	111,598	229,160	145,795
前年度繰越利益剰余金	130,440	156,846	65,941	27,540	56,700
当年度未処分利益剰余金	356,846	265,941	177,540	256,700	202,496

損益計算書の各勘定科目の金額変動の主な理由。

ア. 下水料金

10年度の増加額305百万円は、下水料金改定によるものです。

イ. 受託工事収益

9年度の増加額59百万円は、引込管同時施工工事が増加したことによるものです。

ウ. 他会計負担金

10年度の減少額19百万円は、河川工事負担金10百万円および区画整理負担金7百万円の減少によるものです。

エ. 受託工事費

9年度の増加額75百万円は、工事請負費の増加によるものです。

オ. 総係費

10年度の増加額90百万円は、退職給与金86百万円の増加によるものです。

カ. 負担金事務費

11年度の減少額21百万円は、報償費の減少によるものです。

キ. 流域下水道維持管理負担金

9年度の増加額100百万円および10年度の増加額86百万円は、責任水量が増加したことによるものです。

ク. 減価償却費

9年度の増加額111百万円および10年度の増加額102百万円は、それぞれ8年度および9年度の工事の増加によるものです。

ケ. 資産減耗費

10年度の増加額27百万円は、機械装置の除却費の増加によるものです。

剰余金計算書

(単位；千円)

科目	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
減債積立金					
前年度末残高	100,000	100,000	100,000	100,000	50,000
当年度繰入額	100,000	100,000	100,000	50,000	100,000
当年度処分額	100,000	100,000	100,000	100,000	50,000
当年度末残高	100,000	100,000	100,000	50,000	100,000
建設改良積立金					
前年度末残高	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
当年度繰入額	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
当年度処分額	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
当年度末残高	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
未処分利益剰余金					
前年度未処分利益剰余金	330,440	356,846	265,941	177,540	256,700
減債積立金繰入額	100,000	100,000	100,000	50,000	100,000
建設改良積立金繰入額	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
当年度純利益	226,406	109,095	111,598	229,160	145,795
当年度未処分利益剰余金	356,846	265,941	177,540	256,700	202,496
翌年度繰越利益剰余金	556,846	465,941	377,540	406,700	402,496

国庫補助金					
前年度末残高	18,182,972	19,316,479	20,200,022	21,277,796	23,296,164
当年度発生高	1,142,810	1,055,268	1,313,261	2,103,133	2,137,064
当年度処分額	9,303	171,725	235,487	84,765	18,959
当年度末残高	19,316,479	20,200,022	21,277,796	23,296,164	25,414,270
県補助金					
前年度末残高	756,283	797,813	829,791	868,273	937,392
当年度発生高	41,945	37,838	49,949	73,831	24,338
当年度処分額	415	5,860	11,468	4,712	2,117
当年度末残高	797,813	829,791	868,273	937,392	959,612
一般会計補助金					
前年度末残高	2,345,515	2,492,881	2,642,115	2,861,327	3,042,772
当年度発生高	147,366	149,234	219,212	181,445	297,500
当年度処分額	-	-	-	-	613
当年度末残高	2,492,881	2,642,115	2,861,327	3,042,772	3,339,659
工事負担金					
前年度末残高	2,524,427	2,743,841	2,995,313	3,269,034	3,426,454
当年度発生高	219,893	254,665	281,826	161,257	134,539
当年度処分額	479	3,193	8,105	3,837	2,622
当年度末残高	2,743,841	2,995,313	3,269,034	3,426,454	3,558,372

受贈財産評価額					
前年度末残高	172,594	181,186	182,728	200,452	243,426
当年度発生高	8,592	1,542	17,723	42,974	13,263
当年度末残高	181,186	182,728	200,452	243,426	256,690
翌年度繰越資本剰余金	25,532,201	26,849,972	28,476,883	30,946,211	33,528,606

剰余金計算書の各勘定科目の金額変動の主な理由。

ア. 国庫補助金

11年度の発生高2,103百万円および12年度の発生高2,137百万円は、主に北西部処理場に係る国庫補助事業が増加したことによるものです。

3. 経営指標の比較検討

経営分析にあたっては、総務省の「平成11年度下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」のデータを参考にして、事業別類型区分の処理区域内人口別区分10万人以上、有収水量密度別区分7.5m³/ha以上、供用開始後25年以上の類型区分A a 1の近隣他都市および岐阜県内の他都市（行政区域内人口7万人以上）との比較を行うことによって、岐阜市の下水道事業の特徴について検討を行いました。

(1) 経営の効率性

ア. 使用料単価 (円/m³) = 使用料収入 / 年間有収水量

イ. 汚水処理原価 (円/m³) = 汚水処理費 / 年間有収水量

ウ. 使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費

区 分	岐阜市	A a 1 計
ア. 使用料単価	98.2	107.9
イ. 汚水処理原価	126.5	171.8
ウ. 使用料回収率	77.6	62.8

区・分	浜松市	静岡市	金沢市	大津市	福井市
ア. 使用料単価	102.4	130.5	123.6	156.6	134.6
イ. 汚水処理原価	276.7	209.1	223.9	254.8	180.0
ウ. 使用料回収率	37.0	62.4	55.2	61.5	74.8
区 分	大垣市	各務原市	多治見市	可児市	関市
ア. 使用料単価	63.2	103.9	119.7	157.9	87.0
イ. 汚水処理原価	172.7	273.5	148.9	346.7	125.2
ウ. 使用料回収率	36.6	38.0	80.4	45.5	69.5

下水道事業は、公営企業として独立採算制が原則であり、一般会計による負担によって賄うことが認められている雨水処理費等の経費以外の汚水処理費を下水使用料収入で賄う必要があります。したがって、使用料回収率は、下水道事業の経営効率を最も端的に表す指標とされています。

岐阜市は、類型区分の平均および近隣他都市を上回っており、効率的な経営が行われているといえます。

(2) 施設の効率性

ア. 水洗化率 (%) = 現在水洗便所設置済人口 / 現在処理区域内人口

イ. 有収率 (%) = 年間有収水量 / 年間汚水処理水量

区 分	岐阜市	A a 1 計
ア. 水洗化率	92.4	91.7
イ. 有収率	75.5	81.5

区 分	浜松市	静岡市	金沢市	大津市	福井市
ア. 水洗化率	88.0	90.2	90.4	89.8	94.1
イ. 有収率	92.6	55.0	79.0	79.4	63.5
区 分	大垣市	各務原市	多治見市	可児市	関市
ア. 水洗化率	81.3	85.5	87.5	59.5	99.7
イ. 有収率	64.5	100.0	69.2	95.9	73.7

下水道事業は、先行的に施設整備を行う事業であるため、早期の水洗化により施設の利用効率を高め、さらに有収水量の増加により使用料収入を確保して投下資本を回収する必要があります。

岐阜市は、下水道の処理開始が古いため、類型区分の平均および近隣他都市と比べて、有収率は下回っていますが、水洗化率は若干上回っており、施設はおおむね効率的に運用されているといえます。

4. 監査実施結果

(1) 監査結果および意見の総括

岐阜市の下水道事業の経営管理は、おおむね適切に行われていましたが、監査の要点別の監査結果および意見に記載のとおり、下水料金の債権管理、固定資産の管理および経理等については改善が必要であると考えます。

(2) 監査の要点別の監査結果および意見

ア. 岐阜市の下水道事業に対する財政援助

a. 一般会計補助金

補助金の算定根拠

(単位；千円)

区 分	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
支払利息・企業債諸費	1,615,662	1,663,445	1,682,464	1,699,915	1,697,286
雨水処理負担金	86,930	97,314	104,332	110,272	113,558
水質規制費	61,133	61,128	62,580	60,454	57,522
不明水処理費	43,854	43,932	30,812	37,357	37,300
その他	51,509	50,874	63,291	76,084	94,697
収益的収入計 (A)	1,859,088	1,916,693	1,943,479	1,984,082	2,000,363
下水道拡張費(汚水分)	118,908	131,432	188,503	157,780	309,098
流域下水道事業負担金	32,568	24,675	40,945	27,485	629
その他	-	-	-	3,857	340
資本的収入計 (B)	151,476	156,107	229,448	189,122	310,067
合計 (A+B)	2,010,565	2,072,800	2,172,927	2,173,204	2,310,430

収益的収入に占める一般会計補助金の割合

(単位；%)

年度	岐阜市	浜松市	静岡市	金沢市	大津市	福井市
10年度	28.8	34.9	30.4	41.3	10.9	19.5
11年度	29.5	35.1	30.0	40.0	12.3	22.7
年度	大垣市	各務原市	多治見市	可児市	関市	
10年度	46.4	51.5	11.9	51.4	31.3	
11年度	45.6	54.1	10.7	42.3	31.4	

(岐阜市水道部まとめ)

岐阜市の下水料金は、他都市比較（5頁）で平均的か平均より若干高い料金となっており、経営の効率性（13頁）に記載のとおり、効率的な経営が行われているといえます。また、上記の表のように一般会計補助金も他都市と比較して低くなっています。

なお、岐阜市の一般会計補助金は、雨水処理費等の経費および地方交付税措置されている支払利息・企業債取扱諸費等が対象となっており、赤字補てん的な性格の補助ではないといえますが、今後とも独立採算制を原則とした経営努力が必要であると考えます。

イ. 下水料金の収納事務および債権管理

a. 滞納および不納欠損金

下水料金未収金の発生年度別内訳の推移 (単位：千円、括弧内は構成比率%)

年度	決算残高	当年度	2年前	3年前	4年前	5年前
8年度	487,378 (100.0)	420,911 (86.4)	26,893 (5.5)	19,489 (4.0)	10,902 (2.2)	9,181 (1.9)
9年度	518,725 (100.0)	428,027 (82.5)	36,406 (7.0)	23,870 (4.6)	18,486 (3.6)	11,934 (2.3)
10年度	622,262 (100.0)	501,149 (80.5)	46,480 (7.5)	32,087 (5.2)	22,546 (3.6)	19,997 (3.2)
11年度	692,366 (100.0)	509,416 (73.6)	89,254 (12.9)	40,371 (5.8)	29,288 (4.2)	24,035 (3.5)
12年度	742,433 (100.0)	500,633 (67.4)	104,477 (14.1)	66,996 (9.0)	36,268 (4.9)	34,058 (4.6)

下水料金不納欠損金の推移 (単位：件、千円)

年度	不納欠損金額		時効分		破産分	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
8年度	986	6,184	951	6,024	35	159
9年度	1,148	7,487	1,122	7,413	26	74
10年度	1,372	9,186	1,315	8,953	57	232
11年度	2,044	17,788	1,715	15,522	329	2,265
12年度	2,062	14,046	1,915	13,416	147	630

滞納および不納欠損金の増加は、景気低迷による影響および岐阜市の特徴ともいえる井戸水の利用が多いため、水道のように給水停止の処置が行えないことも一因となっているようです。

b. 滞納管理事務

- ① 滞納管理のために滞納整理票の様式が定められていますが、作成対象者、時期等の滞納整理票の作成基準が明確になっていません。また、滞納整理票に記載されるべき整理経過についても一部の記録しか行われていません。滞納金額が増加傾向にありますから、十分な管理を実施する必要があります。
- ② 下水料金の滞納管理にあたり、一定金額以上の多額滞納者については、水道部単独の管理ではなく、市長部局と連携して徴収にあたることにより、収納率の向上が図られるのではないかと考えます。

③ 使用者別の滞納状況資料のなかで、隔月調定につき、直近の調定から順に未収金残高となっているのが通常ですが、途中で抜けている月がありました。調定漏れではなく、入金によるものですが、5年時効による不納欠損処理を考えれば、当然古い未収金の回収に努力するべきであると考えます。

④ 使用者が事業者の場合に、名称変更を行わないで使用者が変更になっている場合がありますが、使用者変更処理を行わなければ、従前の使用者のままとなります。

使用者別の滞納状況資料で、滞納が継続していた使用者が、ある月から正常に納付していながら、5年時効による不納欠損処理が行われていました。その理由を確認したところ使用者変更によるものでした。未収金管理が適切に実施されていれば、このようなケースが発生することはないと考えます。

c. 調定額の修正および未収金管理

① EDPから出力されている調定月報の未収調定分を手書きで修正し、収納係資料の金額を当月未収調定額としていますが、EDPで出力された金額と手書き修正額の差額の分析が行われていません。未収金残高にも影響しますから、内容分析が必要です。

② EDPから出力されている未収金残高表の決算時における不納欠損前の資料と不納欠損後の資料の差額は、会計上の不納欠損額と一致すべきですが、不一致となっています。①と同様に原因分析が必要です。また、経理上の残高と未収金残高表の月次照合が行われていませんが、補助簿的な資料とは必ず月次照合を実施する必要があります。

d. 過誤納金の還付事務

① 通常の納付通知書による納付と督促状による納付と誤って二重納付になった場合、返還する必要がないと考えられる督促手数料50円を返還しているケースが見受けられました。なお、督促手数料は、督促状の発送によってではなく到達によって徴収することになっています。

② 納付制になっている使用者の過誤納金の還付は、すべて金融機関の窓口支払の手続で行われていますが、事務処理コストの軽減のためにも、口座振込に変更されてはどうかと考えます。

e. 集金業務

集金業務の委託において、金融機関の休業日等により、集金者の手元に現金が保管される場合があります。例えば、夜間や土日曜日に集金した場合にこのようなことが起こります。集金者の手元に現金が保管されることのないよう検討が必要と考えます。

f. 領収書の管理

領収書用紙は50枚綴りで、その受払管理のために領収書管理簿が作成されていますが、使用済となっているにもかかわらず回収日付が記載されていないものがありました。また、使用者名欄が所属部課名のみで保管責任者が明確になっていないものもありました。重要用紙である領収書用紙の取扱および管理は適切に行われる必要があります。

ウ. 固定資産の取得および維持、管理

a. 入札事務

① 工事または製造の請負について設計金額が1,300千円以上のものは、原則として入札となっていますが、特に見積により決定したもののなかで、指名業者1社の場合に、設計金額を算定する過程で当該業者から部分的に見積を取っているケースがありました。設計金額の算定が困難とのことで事前見積の方法を採ったようですが、検討を要するのではないかと考えます。

② 指名競争入札の場合の指名は、岐阜市水道部競争入札参加者選定要綱に従って行われ、そのうち、岐阜市水道部建設工事請負業者選定委員会にかかる案件について指名業者選定調書が議事録として作成されています。しかし、議事録には参加委員の署名がなく、また、鉛筆書きの議事録も見受けられました。重要書類として適切に作成する必要があると考えます。なお、水道部では、指名業者選定にあたり選定調書だけでなく、別途、業者指名調書を作成して部長決裁を受けています。

b. 固定資産の現物確認

固定資産の現物確認が定期的には実施されていないため、固定資産の除却処理が適切に行われていないものが見受けられました。固定資産管理にあたっては、定期的な現物の確認が必要と考えます。

c. 固定資産台帳の整備

① 土地の固定資産台帳が、次の2件作成漏れとなっていました。

岐阜市六条大溝準幹線	1筆	30.46m ²	平成6年度取得
岐阜市宇佐排水路	38筆	3,489.45m ²	

宇佐排水路は、昭和16年取得で、昭和28年に地方公営企業法の適用を受け一般会計から引き継いだ土地。

② 無形固定資産の施設利用権の台帳と決算書の金額が12年度決算で7,014千円不一致となっていました。不一致の原因は平成6年以前の台帳の記帳ミスが3件あったことによるものでした。①についても言えることですが、決算時には管理用の補助台帳との照合を必ず行う必要があります。

d. 水洗化促進措置

水洗化促進のための助成金の交付件数は減少傾向にあり、また、金額的にも公示3年以内の水洗便所新設の場合で15千円と少額な助成であり、助成の効果からして、少額な助成は必要ないと考えます。

エ. 決算関係

a. 固定資産明細書

固定資産明細書は、地方公営企業法施行令第23条により作成されていますが、この明細書の様式は資産の種類別の総額の明細となっており、前年度の明細書をベースに、増加分、減少分、減価償却費の資産の種類別の合計額を加算減算して作成されています。

しかし、本来、固定資産明細書作成の基礎となる資産ごとの個別内訳の集計表では、減価償却費の合計額が計算されているのみであるため、取得価額、減価償却累計額、年度末残高の合計額の検証をすることができない状況にありました。また、固定資産に関係する資本剰余金の合計額の検証についても同様の状況でした。

b. 会計規程への準拠

① 岐阜市水道部企業会計規程のなかで、本来、規定されているべき勘定科目が漏れていたり、勘定科目の説明が不適切となっているものがありました。一度、会計規程の見直しが必要です。

② 営業費用の総係費に、水道部移転に際して設置した案内標識設置工事費が計上されていましたが、内容から判断して、固定資産計上が妥当と考えます。

c. システム上の問題

決算時に4月の会計処理の誤り（過年度収入金の還付の際の消費税計算誤り）を発見し修正されていますが、現状の会計システムは、修正内容によっては誤りを見つけた月での処理ができないため、遡って当初の会計処理が修正されています。正規の簿記の原則からして、このような修正方法は是正する必要があり、システムの変更が必要です。

d. 貯蔵品（レンガ）の管理

岐阜市水道部では平成6年度より、下水道の汚泥焼却施設から排出される焼却灰からレンガを製造し「ハイカラレンガ」の商品名で販売が行われています。この製造販売の会計処理は、入庫時に販売価格で貯蔵品勘定に受入、出庫時に貯蔵品勘定から払出す処理となっています。この会計処理は特に問題はありませんが、数量が実際の入出庫数量とはなっていません。製造数量と入庫数量の差は、破損の補填、サンプル等の無償出庫に対応するために「未庫入」扱いとされているこ

とによるものです。未庫入の在庫は最終的に3月末に入庫処理されるため、決算時には貯蔵品に計上されています。無償出庫の伝票処理上の問題から未庫入扱いが行われているようですが、在庫管理上、未庫入処理については検討が必要ではないかと考えます。

e. 予算の流用

予算の費用流用の決裁が年度末に一括で行われています。一般会計と異なり公営企業では、弾力的運用が必要ではありますが、形式的な処理ではなく予算制度として適切な運用が必要ではないかと考えます。

f. 退職給与引当金

退職給与金は、退職時の費用として計上されていますが、その勤続年数に応じて支給される規程となっていることから、退職時に支給額全額を一時に費用計上するのではなく、当年度の負担額を費用計上して引当することが適正な期間損益計算のため必要であると考えます。また、料金改定に際しての経営状況を判断するにあたり、他年度との不均衡が生じないようにするためにも必要であると考えます。

ただし、現状の岐阜市の退職給与金は、最終の在職部署で負担することになっていますから、退職給与引当金の計上にあたっては、下水道事業会計単独で計算するのではなく、岐阜市の全職員の計算を前提にして下水道事業会計に反映させることになるのではないかと考えます。

g. 退職給与金

11年度の決算で、最終の在職部署で負担することになっている退職給与金について、本来、水道事業会計で計上されるべきものが、下水道事業会計で計上されていました。ルールに従った適正な処理が必要です。

h. 耐用年数

① 車両運搬具の耐用年数がすべて5年となっていました。地方公営企業法施行規則により、乗用車は6年、小型車は4年を適用する必要があります。

② 無形固定資産の施設利用権は、木曾川右岸流域下水道の建設負担金で、50年の耐用年数で減価償却計算が行われています。耐用年数の決定にあたっては、地方公営企業法施行規則および建設省都市下水道部事務連絡（平成3年4月）によっていますが、施設利用権については、特に規定がないため、建設工事の主たる内訳が幹線管渠や処理場ということで鉄筋コンクリート構築物の耐用年数である50年が適用されたようです。

しかし、建設負担金の金額的な重要性および支出年度により施設の内容が異なっていることなどを考えた場合、単に主要な施設の耐用年数を適用するのではなく、施設の内容に応じて決定する必要があると考えます。

i. 減価償却費の計算

① 減価償却費の計算は、岐阜市水道部企業会計規程第115条および地方公営企業法施行規則第8条第1項において取得の翌年度から行うと規定されています。

しかし、地方公営企業法施行規則第8条第6項に「使用の当月または翌月から月数に応じて行うことを妨げない」との規定もあり、下水道事業会計における減価償却費の金額的重要性を考えた場合、取得の翌年度ではなく取得年度から減価償却費の計算をするのが望ましいといえます。

なお、補助金等で取得した資産については、補助金等を控除して減価償却計算を行います。補助金確定が年度末であっても、月次計算で減価償却費を確定させる必要はないため、補助金の関係は特に影響しないと考えます。

② 固定資産の追加取得（資本的支出）を行った場合、減価償却費の算定がどのような計算方法となっているのか検算不能の物件がありました。減価償却の計算方法が定額法で、かつ、手書きの固定資産台帳のため、追加取得のときに一度減価償却費を計算すると、それ以降は同額で記録されていくため、過去の記録についての検証が不可能な状態にあります。

j. 固定資産の一部除却

固定資産の一部除却において、除却金額の算出根拠が明確になっていません。これは、固定資産取得時の台帳の記載が、将来の除却等を考慮しないで行われていることによるものであり、適切な除却額の評価ができるような内容の記載が必要と考えます。

第3 利害関係

包括外部監査の対象とした事件（テーマ）につき、私は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はありません。

以上

